

指定申請等手数料について

横浜市では、介護サービス事業者、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料の徴収を行っています。

1 手数料の額

事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス (通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護)	30,000円	10,000円
(その他の居宅サービス)	20,000円	10,000円
地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)	20,000円	10,000円
(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)	45,000円	25,000円
(その他の地域密着型サービス)	30,000円	10,000円
居宅介護支援	20,000円	10,000円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,000円	25,000円
施設サービス(介護老人保健施設)	63,000円	25,000円
施設サービス(介護医療院)	63,000円	25,000円
介護予防サービス (介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護)	15,000円	10,000円
(その他の介護予防サービス)	10,000円	10,000円
地域密着型介護予防サービス	15,000円	10,000円
介護予防支援	10,000円	10,000円
第1号事業 (横浜市訪問介護相当サービス、横浜市訪問型生活援助サービス) ※一つの事業所が横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市訪問型生活援助サービスを同時に申請した場合は、一括して10,000円	10,000円	10,000円
(横浜市通所介護相当サービス)	15,000円	10,000円
施設サービス(介護療養型医療施設)	—	25,000円

(注)

- 上記の手数料は、複数のサービスを同時に申請した場合でも、1サービスごとに納付する必要があります。
(横浜市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市訪問型生活援助サービスを同時に申請する場合を除く。)
- みなし指定などについては、手数料を納付する必要はありません。
- 変更届・加算届などについては、手数料を納付する必要はありません(介護老人保健施設を除く)。
- 介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可(構造変更)に係る手数料は33,000円です。
- 共生型サービスについては、現在のところは申請についての手数料は徴収しません。

2 納付方法

- 申請時に手数料を **納付書にて** お支払いいただきます。納付が確認できない場合は **申請を受理することができません** のでご注意ください。
- この手数料は、申請の手数料であるため、審査の結果、新規指定・指定更新等ができない場合でも手数料は原則 **返還しません**。

3 手数料の納付例

○介護老人福祉施設及び併設事業所の例			○介護老人保健施設及び併設事業所の例		
	新規指定	更新申請		新規指定	更新申請
介護老人福祉施設	45,000 円	25,000 円	介護老人保健施設	63,000 円	25,000 円
通所介護	30,000 円	10,000 円	短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
第1号事業			予防短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
通所介護相当サービス	15,000 円	10,000 円	通所リハビリ	みなし指定	みなし指定
居宅介護支援	20,000 円	10,000 円	予防通所リハビリ	みなし指定	みなし指定
	計 110,000 円	計 55,000 円	居宅介護支援	20,000 円	10,000 円
				計 83,000 円	計 35,000 円

○訪問介護及び地域密着型通所介護並びに第1号事業の訪問介護相当サービス、生活援助サービス及び通所介護相当サービスを併設し同時に申請する事業所の例		
	新規指定	更新申請
訪問介護	20,000 円	10,000 円
地域密着型通所介護	30,000 円	10,000 円
第1号事業		
訪問介護相当サービス	10,000 円	10,000 円
生活援助サービス		
第1号事業		
通所介護相当サービス	15,000 円	10,000 円
	計 75,000 円	計 40,000 円